

7 消防力の整備指針と現有の比較

(1) 署所数 (基準日: 令和6年4月1日)

署所数	基準	現有
	3	3



(2) 車両・人員

区分		基準台数 (台)	基準台数に 対する人員 の基準 (人)	現有台数 (非常用を 除く) (台)	現有台数に 対する人員 の基準 (人)	現有人員 (人)	備考			
指揮隊員	指揮調査車	2	242	2	180	147	南部消防署1台 中部消防署1台			
消防隊員	消防ポンプ自動車	5		3			南部消防署1台 中部消防署1台 西出張所1台			
	はしご自動車	2		1			消防本部配備 乗換運用			
	化学消防車	2		2			普通火災の場合は、 ポンプ車として運用			
	特殊車両 支援車	2		2			各種災害乗換運用			
救急隊員	救急自動車	7		5			全車両高規格救急車			
救助隊員	救助工作車 (省令第4条)	1		1			南部消防署配備			
	救助工作車 (省令第2条)	1		1			中部消防署配備			
通信員				3				3	3	現有人員を基準人員とする
人員の小計				245				168	150	交替勤務者数 (通信員含む)
庶務の処置等の人員			27		27	39	管理職及び総務課(総務課付 新任者含)、警防課・救急課・ 出張所日勤者・研修等			
予防要員			23		23	8	実態に相応した人員			
合計		22	295	17	218	197				